

# 教育委員会会議録

平成28年3月28日(月) 午後1時30分 開会  
午後3時14分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員

佐藤元英委員長、松本真理子委員、岩月慎自委員、則竹伸也委員、廣美里委員  
野村道朗教育長

## 3 説明のため出席した職員

岡田信教育次長、溝口正己管理部長、竹下裕隆学習教育部長  
後藤由紀夫生涯学習監、磯谷和明総合教育センター所長、八木亨総務課長  
森繁雄財務施設課長、與語勝廣教職員課長、山崎眞澄福利課長  
山本雅夫生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長  
吉田伸一特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長  
橋本礼子教育企画室長、富田正美文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹  
黒沢正行総務課主幹、横井英行教職員課主幹、大道伊津栄生涯学習課主幹  
野村均高等学校教育課主幹、坂川智総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

佐藤委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 委員長報告

なし

## 6 教育長報告

### (1) 平成28年2月定例県議会の概要について

八木総務課長が、平成28年2月22日から3月25日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく愛知県教育委員会特定事業主行動計画の策定について

與語教職員課長が、愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定について報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (3) 愛知県生涯学習審議会の報告について

山本生涯学習課長が、愛知県生涯学習審議会からの建議について報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 愛知県幼児教育研究協議会の報告について

高田義務教育課長が、愛知県幼児教育研究協議会が平成26・27年度の協議題「幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について」について研究協議を行い、報告書を作成したことについて報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

報告書はリーフレット形式で配布するのか。

(高田義務教育課長)

実際の報告書は冊子であり、電子データを送付する。今回の会議資料は冊子の一部分を抜粋したものである。

(松本委員)

保育を学ぶ学生にも周知するという話であったが、どのように行うのか。

(高田義務教育課長)

愛知県幼児教育研究協議会には保育者養成校の教授に構成員として入っている。そちらを通じて周知を図っていく。

(岩月委員)

幼児期の教育、保育は小中学校が行う教育とは質が少し違う。幼い子を育てあげていくということから、多分に母性が必要であり、子どもが自我を形成し社会性を伸ばしていく時期であるため、幅広く受け持たなくてはならない。幼児期の教育は機械的に教えられるものではなく人間として育て上げていくという重要性がある。今回作った良いものを若い世代や保育者を指す者に十分理解していただけるよう一歩踏み込んだ積極的な働きかけをしてもらいたい。

(野村教育長)

これからの幼児教育の重要性を考えるとしっかりと広めていくと同時にフォローアップをしっかりと行って欲しい。どのように活用されているか、内容的に十分であったかなど検証した上で新たに考えてもらいたい。

(佐藤委員長)

従来の幼稚園、保育所ではない認定こども園が増えているが、まだまだ社会的に浸透していない。県民に広く周知していくことが幼児期の教育の進め方について方向性を示すことにもなる。従来とは違った形での期待や希望が見えてくると新しい意見等が出てくると思うので周知してもらいたい。

(5) 愛知県義務教育問題研究協議会の報告について

高田義務教育課長が、愛知県義務教育問題研究協議会が平成27年度の協議題「家庭・地域との連携・協働を図る学校からの情報発信の在り方」について研究協議を行い、リーフレットを作成したことについて報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

全ての小中学校に配布するのか。

(高田義務教育課長)

名古屋市を除く公立小中学校に配布を計画している。3月上旬に行った学校教育担当指導主事会において発刊について既に情報発信をしているが、本日の会議終了後改めて電子データを市町村教育委員会等を通して学校へ配布する。さらに4月の学校教育担当指導主事会において重ねて周知を行う。

(佐藤委員長)

P D C Aサイクルについて、教員は理解しているか。

(高田義務教育課長)

学校マネジメントの中で、既に教員は十分理解している。

(佐藤委員長)

組織の中でP D C Aサイクルがきちんとまわせるようにしっかりと管理することが重要である。いかにスピードを持って回すか、マネジメント技術を向上させ、スキルを上げていただきたい。

(廣委員)

非常に良い資料であると思うが、家庭・地域と学校を結びつける中で、教員の負担が増えないか。学校主体ではなく、三者が協力し合える取組となるのか。家庭や地域は最初は何を協力したらよいかとまどうのではないか。

(高田義務教育課長)

学校が持っている情報を家庭・地域に情報過多になるほど発信していくと教員の仕事量は増え多忙化につながることも考えられるが、学校が持っている情報を適切に発信し家庭・地域を巻き込むことによって、学校だけで抱えていた課題を助けていただく機会とし、双方向の情報共有が必要であるためリーフレットで提案をしている。管理職が組織マネジメントをしっかり持って精選しながら情報発信を行うことが必要であると考え。

(佐藤委員長)

P D C Aサイクルでいうとプランを作る際により多くの人に参画をいただいて、目的を共有した段階から始めれば、多忙化にはつながらないと思う。

(6) 愛知県生徒指導推進協議会の報告について

高田義務教育課長が、愛知県生徒指導推進協議会が平成27年度の協議題「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」について研究協議を行い、生徒指導リーフ「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方～情報共有と行動連携による取組を通して～」を作成したことについて報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(7) 第71回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について

霊池保健体育スポーツ課長が、第71回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 7 議題及び議事の概要

佐藤委員長が各委員に諮り、第17号議案 公立学校長の人事については、人事案件であるため、非公開において審議することとした。

第9号議案 学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

八木総務課長が、学校以外の教育機関に勤務する教育職員の職名について、給料表の格付にあわせた新たな職名を設定することに伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第10号議案 愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

八木総務課長が、事務局長の新設に伴い、新たに「事務局長印」を設ける必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第11号議案 愛知県教育委員会事務決裁規程の一部改正について

八木総務課長が、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（岩月委員）

生涯学習スポーツ監は保健体育スポーツ課の事務も所掌することとなるのか。

（黒沢総務課主幹）

学習教育部長の所掌である学校体育以外の対外的なスポーツ関係業務を受け持つ。

（岩月委員）

具体的に生涯学習スポーツ監が行うスポーツ関係業務には何があるのか。

（八木総務課長）

生涯学習スポーツ監の所掌は学校体育を除いた部分の生涯スポーツや競技スポーツとなる。

（野村教育長）

今までも生涯学習監がスポーツ関係の表敬を受けるなど、対外的な業務を行ってきたが、職名からはわからないため名前を変えたということである。

第12号議案 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について

八木総務課長が、行政不服審査法の全部改正及び愛知県情報公開条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第13号議案 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について

八木総務課長が、行政不服審査法の全部改正及び愛知県個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第14号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

與語教職員課長が、行政不服審査法の全部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第15号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

與語教職員課長が、副校長を愛知県立新城東高等学校に置くことに伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第16号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

與語教職員課長が、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐藤委員長)

義務教育学校とは何を指すのか。

(岡田教育次長)

小中一貫学校のことである。

第17号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第18号議案 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則の制定について

荻原高等学校教育課長が、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

愛知県立学校管理規則の読替えは専攻科に限るのか。愛知県立学校管理規則上、「幼児、児童」という表現はそのままであるか。

(荻原高等学校教育課長)

民営化された専攻科に限定したものである。「幼児、児童」という表現については、対象がそもそもいないため、校長を責任者に読み替えるのみである。

(松本委員)

今回の規則条文上は責任者となるが、生徒の呼び方としては校長でも問題ないのか。

(荻原高等学校教育課長)

条例で責任者と定めているが、その名称については委託法人が適切な名称を決定するよう仕様書で定めている。5月から公募を実施するが、提案の中に責任者の呼び方も入ることとなる。

8 通信及び請願

なし

9 自由討議  
な し

10 その他

- ( 1 ) 3月31日付けで委員を退任する野村教育長から退任のあいさつがあった。
- ( 2 ) 3月31日付けで委員長を退任する佐藤委員長から退任及び年度末にあたってのあいさつがあった。